

昭和五年三月廿四日

農林部
林務課
林務課長
林務課長
林務課長
林務課長
林務課長

此上野村の労働者、農林部に申請し、労賃其の半に減らすこと
を請ふに付、同部は、労働者代表の申請を認め、労賃其の半に減らすこと
を命じた。労働者は、この命じを不服とし、労働組合を組織し、労賃
の半に減らすことを要求するに至り、労働組合は、労働者の代表として、
労働部を訴へ、労働部は、労働者の代表を認め、労賃其の半に減らすこと
を命じた。労働者は、この命じを不服とし、労働組合を組織し、労賃
の半に減らすことを要求するに至り、労働組合は、労働者の代表として、
労働部を訴へ、労働部は、労働者の代表を認め、労賃其の半に減らすこと
を命じた。

労働部は、労働者の代表を認め、労賃其の半に減らすことを命じた。労働者は、この命じを不服とし、労働組合を組織し、労賃の半に減らすことを要求するに至り、労働組合は、労働者の代表として、労働部を訴へ、労働部は、労働者の代表を認め、労賃其の半に減らすことを命じた。

勞秋第六九八號

昭和五年三月七日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社 會 司 長 官 殿

神奈川県知事 山縣名郎 殿

5.3.17
1998

傘製材工場労働争議ニ関スル件 第二報

既報標記争議其後ノ状況左記ノ通ニ有之

記

一 労働者側

大衆党深川文部員等ノ提携ニ別記要求書ヲ提出スル